

はじめに

企業で安全衛生管理に携わっておられる皆さんが、日常の業務の判断の基準とするものは労働安全衛生法ですが、理解するにはとても難しいとよくいわれています。

その理由の一つとして、条文には何をしなければならないのか具体的に書かれていないということがあります。同法22条をみると、「事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。」として、「原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害」を始め有害な環境が列挙されていますが、具体的な措置はすべて労働安全衛生規則等に規定されています。さらに、労働安全衛生法施行令を見て、定義の確認をしなくてはならないこともあり、法令集のあっちこっちをめぐっているうちにわけがわからなくなるということがあります。

次にその規則の数が多いのでどこに何が定められているのかよくわかりません。さらに、規則を読んでもわかりにくいことが施行通達に書かれているので、施行通達を参照しなければなりません。このようにして、やっと理解するのですが、頻繁に規則が改正されるので、改正情報に気をつけていなくてはなりません。とりわけ、最近では、化学物質に関する法の規定、特定化学物質障害防止規則の改正がよく行われています。

三つ目に、近年は自主的な安全衛生管理が推奨されており、その助けとなるものとして多数の指針が策定されています。例えば、労働安全衛生法28条の2第1項では、リスクアセスメントを努力義務として定め、2項で前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するとして、詳しい措置については「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が策定されています。このような多数の指針にも目をとおさなければならぬようになっていきます。

このわかりにくい労働安全衛生法の体系の全体像をご理解いただくために、第1章で労働安全衛生法の体系について解説しました。そして、改正についてですが、2014年に大幅に改正された労働安全衛生法の内容は章を設けず随所に記載してあります。また、近年、重要視されている化学物質の管理についてできるだけ詳しく解説し、関係規則の改正についても可能な限り取り上げてあります。さらに、福島第一原子力発電所の事故により、新たに制

定・施行されている除染電離則による作業管理にも触れました。

企業の労働衛生管理で、最も関心や疑問の多い健康診断に関して多くの紙数を費やしてあります。重要な課題である、職業性疾病、過重労働対策、メンタルヘルス対策およびパワーハラスメント対策についても詳しく解説しました。

安全衛生管理にあたっては、労働安全衛生法の遵守に限らず安全配慮義務についても目を配らなくてはならないのですが、この義務を果たすためには何をしなくてはならないかについて、重要な判例を紹介しながら解説しました。

増加している非正規労働者については派遣労働者の安全衛生管理について触れました。

以上のように、労働衛生については広く取り上げましたが、安全管理についてはリスクアセスメント、KYTや4Sなどの日常的な安全活動、機械の本質的安全化、転倒・転落災害の防止などについて記載するにとどまりました。

全体を通じて、具体的な措置がどこに規定されているか確認していただくために根拠条文を示し、多くの指針についてはインターネットで確認できるようにURLも掲載しましたので、できるかぎり、条文や元の資料をご確認ください。また、実際に寄せられた多くのQ&Aを紹介したこと、実務のポイントを配することにより、少しでもわかりやすくということに心掛けました。実務を担当しておられる皆さんの日々の業務や仕事に少しでも参考になれば幸いに存じます。

第 1 章 労働安全衛生法

1 労働安全衛生法の制定

日本国憲法27条2項の「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」を受けて、1947年に制定された労働基準法には、その第5章安全および衛生に14箇条にわたり危害防止のための規定、すなわち、危害の防止（第42条～第45条）、安全装置（第46条）、性能検査（第47条）、有害物の製造禁止（第48条）、安全衛生教育（第50条）、健康診断（第52条）などが設けられていました。そして、同法に基づく労働安全衛生規則が定められていました。

その後、ボイラー及び圧力容器安全規則を始めとする規則が制定され、さらに法律としては、1960年にじん肺法、1964年に労働災害防止団体等に関する法律（1972年改正により、労働災害防止団体法）が制定されています。

1959年：ボイラー及び圧力容器安全規則、電離放射線障害防止規則および労働基準法第48条（製造禁止）の有害物を指定する省令

1960年：高気圧障害防止規則

1962年：クレーン等安全規則

1967年：鉛中毒予防規則

1968年：四アルキル鉛中毒予防規則

1971年：特定化学物質障害予防規則

1972年：酸素欠乏症等予防規則、事務所衛生基準規則

1955～73年の20年近くの間、国民総生産が対前年比10%も増加するというように急速に発展した日本経済の高度成長は、公害問題を引き起こしただけでなく、労働災害の面でも災害の大型化（※1）や新工法・新技術による災害（※2）、新たな職業病（※3）を発生させました。

当時の労働基準法とそれに基づく規則による安全衛生対策は、急激に変化する産業社会の実態に対応できるものではないとして、1972年に労働安全衛生法が制定、施行されました。この法律は、最低基準の遵守確保の施策に加

えて、事業場内における安全衛生責任体制の明確化、安全衛生に関する企業の自主的活動の促進の措置を講ずる等労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保し、また、快適な作業環境の形成を促進することを目的としています（労働安全衛生法の施行について 昭和47.9.18 発基91）。

※1：三井ポリケミカル千葉工場でエチレングスが爆発し、工場建屋の屋根が吹っ飛び、24人が重軽傷を負った。

大阪の地下鉄工事現場のガス爆発や長崎の蒸気タービンロータの破裂事故により一般市民を巻き込んだ多数の死者が出た。

※2：新工法のリングビームが崩壊して8人が死亡した東京・荒川の橋脚工事における事故

※3：チェーンソーによる白ろう病、キーパンチャーやレジ作業の頸肩腕症候群、不凍爆薬の増大によるニトログリコール中毒、染料の中間体として使用されるベンジジン中毒

労働安全衛生法において、改正前の労働基準法に比べて強化された事項は以下のとおりです。

- ① 主たる義務者が「事業者」とされた。
- ② 総括安全衛生管理者制度が設けられた。
- ③ 安全衛生委員会制度が省令から法律へ格上げ、強化された。
- ④ 安全衛生教育規定が強化された。
- ⑤ 製造流通段階における規制が強化された。
- ⑥ 健康管理手帳制度が創設された。
- ⑦ 検査代行機関等の制度が整備された。
- ⑧ 産業安全専門官と労働衛生専門官の制度が創設された。
- ⑨ 安全・衛生コンサルタント制度が創設された。

2 労働安全衛生法の体系

本来、契約というものは、その内容についてもともと当事者の自由に委ねられていますが、経済的弱者である労働者に本来の意味での契約の自由ではなく、労働契約において労働者は常に弱い立場に置かれ、歴史的に低賃金や長時間労働などの不利な条件を強いられてきました。

前述の憲法27条2項は、こうした歴史的経緯をふまえて、契約自由の原則を修正し、労働条件の設定に国が関与し、労働者の立場を保護しようとする趣旨に基づく規定です。本条の趣旨は、労働基準法、労働安全衛生法など多くの法律によって具体化されています。

労働安全衛生法の制定・改正には国会の議決が必要です（憲法59条）。法律のすぐ下位のものとして政令があり、労働安全衛生法施行令がこれに該当しますが、これは内閣が制定します（憲法73条6号）。政令の下には省令があり、労働安全衛生規則等がこれに該当しますが、大臣が制定します（国家行政組織法12条1項）。

その他に、告示、公示があります。さらに、法、政令、規則等の解釈や事業場の具体的な指導方法についての多数の通達があります。